改正の背景

【品確法・建設業法・入契法等の改正】
【建設業における社会保険等への加入促進】
【一部専門工事における競争性の確保】

これらを踏まえ、以下の改正を実施
※この他、建設業法の改正に伴う変更点等もあり

①社会保険未加入の欠格事由・取消事由化

平成26・27年度

社会保険等に加入義務があり、未加入の場合
無期限のランクダウン措置を実施

平成28・29年度から

社会保険等に加入義務があり、未加入の場合、**入札参加資格を認定しない**（適用除外を除く）
また、有資格者が未加入となった場合、**取消事由に該当**する（適用除外を除く）

②一部専門工事における入札参加資格要件の緩和

平成26・27年度

申請業種において、平均完成工事高が**250万円を超えている**こと

平成28・29年度から

一部専門工事（※後述）については、平均完成工事高が**ある**こと（0円でないこと）

③地方基準点における審査項目の追加・付与点数変更

平成26・27年度

地方基準点（県独自の審査項目）

平成28・29年度から

常時雇用者の確保（若年者等の追加）／次世代育成支援の取組／工事成績の上限引き上げ／登録基幹技能者の評価

②一部専門工事における入札参加資格要件の緩和について

課題

一部専門工事における入札参加資格を有する業者数が減少し、競争性の確保ができなくなる恐れがある

現行

申請業種において、平均完成工事高が250万円を超えていること

・平成27年度において20者に満たない業種 ⇒ 要件を緩和

改正

大工／左官／石／屋根／タイル・れんが・ブロック／鉄筋／しゅんせつ／板金／ガラス／内装仕上／熱絶縁／さく井／清掃施設工事において、

「平均完工事高が250万円を超え」 ⇒ **「平均完成工事高がある」**

※ 実施時期 平成28・29年度入札参加資格審査から適用
※ 平均完成工事高とは、2年又は3年間の平均の完成工事額

③平成28・29年度県内入札参加資格（建設工事）審査項目等の改正について

改正理由

○　建設工事の適正な施工とその担い手確保が中長期の課題
○　昨年6月に品確法が改正され、若年技術者、技能労働者等の育成及び確保等を、県は促進しなければならない

改正点

○　県独自の審査項目の追加・付与点数の変更

1　若年者（35歳未満）、女性職員、就職困難な者（ひとり親、保護監察者、生活保護者等）の雇用	（新規）	1名につき5点加点
2　新卒者　　※若年者との加点を合わせて10点、人数を3名から4名	（変更）	1名につき10点加点→5点加点
3　男女共同参画事業登録又は次世代育成支援対策法に基づく行動計画の提出	（新規）	各5点加点
4　登録基幹技能者	（新規）	1名につき5点加点
5　工事成績の加点上限を110点→140点に変更（工事成績平均点の上昇を考慮）	（変更）	

（参考）
最高得点　850点→900点

平成28・29年度県内入札参加資格審査項目

地方基準点（和歌山県独自の審査項目と付与点数）				
			現行	改正
コンプライアンス（地域社会の要請）	独禁法の遵守体制の整備	体制整備を行った場合、30点加点	0～30	0～30
	暴力団等排除への取組	不当要求防止責任者講習を受講した場合30点加点	0～30	0～30
	災害時等対応重機の所有	バックホー又はトラクターショベルとダンプトラック（いずれも運転手付き）所有で30点加点	0～60	0～60
	災害時対応仮設資材の所有	H型鋼3t所有で10点加点。鋼矢板8t所有で10点加点	0～20	0～20
	大規模災害時の応急対策業務の取組	県と大規模災害時の協定を締結40点、市町村と大規模災害時の協定を締結10点加点	0～40	0～40
	災害時等緊急対応への貢献	国、県、市町村の要請により、緊急対応工事等を行った場合1工事につき20点加点	0～60	0～60
	ISOシリーズ認証取得	ISO、エコアクション21の認証を取得した場合、それぞれ20点加点	0～40	0～40
	産業廃棄物の処理体制	処理施設を設置している場合20点、処分に係る委託契約や収集運搬業を行っている場合10点加点	0～20	0～20
	労働安全衛生法関係資格者数	有資格者1名につき2点を加点	0～20	0～20
	労働災害防止への取り組み	建設業労働災害防止協会の会員である者に10点加点	0～10	0～10
	常時雇用者の確保	総雇用者数により加点する。雇用者1名につき2点を加点 上記に加え次に該当する場合追加加点	0～60	0～60
		★若年者、女性職員、就職困難な者のいずれかの雇用者1名につき5点加点		0～20
	新規卒業者雇用	新規卒業者の雇用1名につき10点加点→1名につき5点　※若年者との加点と合わせて10点、人数を3名から4名に変更	0～30	0～20
	障害者雇用	法定義務者は、雇用率を達成するための必要な雇用数に1を加えた人数以上を雇用した場合20点加点 非法定義務者は障害者1名以上を雇用している場合20点加点	0～20	0～20
	★ 次世代育成支援（子育て支援等）	男女共同参画事業者登録又は次世代育成支援対策法の行動計画を届出した場合各5点加点		0～10
	小計		最高440	最高460
施工能力	◆ 工事成績	工事成績評定に応じ加点減点を行う	△60～110	△60～140
	高得点工事	工事成績評定が75点以上の場合30点加点	0～60	0～60
	優良工事表彰	和歌山優良工事表彰を受けた場合30点加点	0～30	0～30
	◆ 技術者等	1級技術者　10点、2級技術者又は登録基幹技能者　5点　その他技術者　3点加点	0～180	0～180
	技術力向上への取り組み	奨励単位以上の単位を取得した技術者1名につき2点を加点	0～10	0～10
	優秀施工者	優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合20点加点	0～20	0～20
	小計		最高410	最高440
★ は、新規項目　◆は変更項目			最高850点	最高900点

若年者とは、35歳未満の者をいう。　　就職の困難な者とは、ひとり親・保護監察者、生活保護者等をいう。

別表第3（第20条関係）

平均点	54.5点未満	54.5点以上55.5点未満	55.5点以上56.5点未満	56.5点以上57.5点未満	57.5点以上58.5点未満	58.5点以上59.5点未満	59.5点以上60.5点未満	60.5点以上61.5点未満	61.5点以上62.5点未満	62.5点以上63.5点未満	63.5点以上64.5点未満
配点	−60	−50	−45	−40	−35	−30	−25	−20	−15	−10	−5

平均点	64.5点以上65.5点以下	65.5点超66.5点以下	66.5点超67.5点以下	67.5点超68.5点以下	68.5点超69.5点以下	69.5点超70.5点以下	70.5点超71.5点以下	71.5点超72.5点以下	72.5点超73.5点以下	73.5点超74.5点以下	74.5点超75.5点以下
配点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80

平均点	75.5点超76.5点以下	76.5点超77.5点以下	77.5点超78.5点以下	78.5点超79.5点以下	79.5点超80.5点以下	80.5点超81.5点以下	81.5点超82.5点以下	82.5点超83.5点以下	83.5点超84.5点以下	84.5点超	
配点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	